

沖縄県と宜野湾市による「市税の徴収強化」

市税納期カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	6月30日	6月1日	
第2期	7月31日	8月31日		
第3期	12月25日	11月2日		
第4期	2月29日	2月1日		

納め忘れのないよう納期限内の納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、隨時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

沖縄県と宜野湾市が共同で 滞納整理を行います。

4月から滞納整理の強化を目的に、県税事務所から徴収専門職員が配置されています。

納付する資力があるにもかかわらず市税を引続き滞納する方に対して、法律に基づいた調査の上、財産（預貯金・給与・不動産・自動車等の動産等）の差押を行なうことがあります。

市では、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため徴収を強化しています

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線255～257

受け取る年金額を少しでも増やせる制度 付加年金をご存知ですか？

毎月の保険料（15,590 円）に付加保険料（400 円）を上乗せして納めると、**将来受給する老齢基礎年金に付加年金が毎年加算されます**。付加年金は定額のため、増額や減額（物価スライド）はありません。

受給額 = 老齢基礎年金額 + (200 円 × 付加保険料納付月数)

〈例〉 50歳から60歳まで付加保険料を納付すると

10年間（120月）で納付する額 $400\text{円} \times 120\text{月} = 48,000\text{円}$

1年間で受け取る付加年金 ⋯ 200円 × 120月 = 24,000円
(付加保険料納付月数)

付加年金は
受給する年金に毎年
加算されます。
とてもお得な制度です。



付加保険料は、申し込んだ月分から納付ができます。ご希望の方は、市役所年金係でお申込みください。ただし、次に該当する方は付加保険料を納付することができません。

- ①現在、国民年金基金に加入している方
 - ②現在、保険料の免除・学生納付特例・若年者納付猶予を受けている方
 - ③現在、第2号・第3号被保険者の方

問合せ：市民課年金係 ☎893-4411 内線114・117

★「アドバイス、
社会保険事務
費や税金の還
いやコンビニ
還付金がATM
ありません。
★「お金が
つてATMに
還付金詐欺で
明を疑い、す
へご相談くだ

★この手口は、電話で市役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言つて、スーパー やコンビニなどのATMに誘導しますが、還付金がATMで支払われることは絶対にありません。

★「お金が返つてくるので、携帯電話を持つてATMに行くように」と言われたら、還付金詐欺です。

★このような電話があつたら、相手の説明を疑い、すぐに警察や市役所市民生活課へご相談ください。

自宅に市の福祉事務所を名乗つて電話があり、「医療費を還付する案内のはがきを送つたが、届いていないか」と言われた。「届いていない」と答えると、「こちらで受け付けている。近くのコンビニに行つて、ATMの前から指定の電話番号へ連絡するように」と指示された。コンビニから連絡し、指示されるままにATMを操作したが、出てきた明細を見ると、約100万円を振り込んだことになつていた。

医療費などの還付金詐欺に注意！の巻

内線433便り



問合せ：市民生活課 市民・安全係
☎ 0893-4411 内線433

(国民生活センター見守り新鮮情報より引用)